

広島県A地域

新規登録運転者の講習受講・試験の流れ

- ① 受講希望日の前週金曜日までにFAX（082-293-9296）で申し込み
受講申込書（別紙1）と受験申請書（第十六号様式）
- ② 講習受講料（8,200円）と試験手数料（6,000円）を現金で支払う
（講習1日目の受付時：合計14,200円）
- ③ [法令・安全・接遇] 講習と地理講習受講
- ④ [法令・安全・接遇] 試験と地理試験受験
- ⑤ 両科目合格
- ⑥ 登録と運転者証交付申請（手数料は現金で支払う：合計3,500円）

手数料一覧表

講習受講料

法令・安全・接遇 (法令・安全・接遇教本代1,000円込)	5,500円
地理 (地理教本代1,000円込)	2,700円

試験手数料

両科目 (法令・安全・接遇+地理)	6,000円	法令・安全・接遇のみ	3,400円
		地理のみ	2,600円

登録手数料

登録申請	1,750円
運転者証交付申請	1,750円

※講習2日目の試験合格直後に運転者証の交付を受けたい場合は、
登録申請書を講習1日目の受付時等講習修了までに提出すること。

※任意受講者（会社を変わる等）は、試験がありません。

講習1日目の法令・安全・接遇のみの受講（受講料：5,500円）。

試験が不合格の場合

※講習 2 日目の翌日に試験のみ実施あり

例：地理試験が不合格の場合

① 地理試験受験申し込み

・ F A X で申し込み

受験申請書（第十六号様式）と科目合格通知書

（第十七号の二様式：[法令・安全・接遇]合格）

② 地理試験手数料（2,600 円）を受付時に現金で支払う

③ 地理試験受験

④ 地理試験合格

⑤ 登録と運転者証交付申請（手数料は現金で支払う：合計 3,500 円）

受講申込書

令和 年 月 日

広島地域認定講習実施機関

(一社) 広島県タクシー協会 会長 様

(広島県タクシー運転者登録センター)

受講希望日	令和 年 月 日、 月 日の2日間
-------	-------------------

※ 受講者 区分 <small>(下表右端)</small>	1	タクシー業務適正化特別措置法第7条第1項第3号に規定する講習（運転者として登録するための講習）として受講する方（登録の無い方）
	2	タクシー業務適正化特別措置法第18条の2に規定する講習（命令講習）として受講する方
	3	上記、受講者区分1・2以外で受講する方（登録が有る異動等の方） 【区分3は、講習1日目のみの受講となります。2日目の講習は対象外です。】

ふりがな 受講者の氏名	生年月日	※受講者区分（該当に○印、区分2の場合は、受講科目を記入）		
	昭和 年 月 日 平成	1	2 []	3
	昭和 年 月 日 平成	1	2 []	3
	昭和 年 月 日 平成	1	2 []	3
	昭和 年 月 日 平成	1	2 []	3
	昭和 年 月 日 平成	1	2 []	3

所属事業者名：

(一社) 広島県タクシー協会

電話番号：

TEL (082) 233-9155

FAX (082) 293-9296

注1 受講申込みは、原則、受講希望日の前週金曜日までにお願ひします。

注2 講習1日目受付（午前8時30分～8時50分）で受講料、試験手数料（受験者のみ）をお支払ひください。

○受講料

- ・ 区分1：8,200円【法令・安全・接遇：5,500円（教本代1,000円込）、地理：2,700円（教本代1,000円込）】
- ・ 区分2：1科目1,700円、別に教本代1,000円
- ・ 区分3：5,500円【法令・安全・接遇：5,500円（教本代1,000円込）】

第十六号様式

受験申請書

一般社団法人広島県タクシー協会 殿

令和 年 月 日

申請者の氏名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

住 所

タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく広島地域に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の受験を申請します。

※一般社団法人広島県タクシー協会使用欄

事業者名

手数料納付確認		受理印	受験番号
両科目	6,000円		
法令、安全、接遇	3,400円		
地理	2,600円		